

令和5年度（2023年度）第1回  
原子力防災に関する連絡会議

会 議 録

日 時：令和5年（2023年）7月31日（月）午後2時開会  
場 所：札幌国際ビル 8階 国際ホール

## 1. 開 会

【北海道（原子力安全対策課 池島課長補佐）】 定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回原子力防災に関する連絡会議を開催させていただきます。

私は、北海道原子力安全対策課の池島と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、当課課長の稲場よりご挨拶を申し上げます。

【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】 北海道原子力安全対策課の稲場でございます。

本日は、ご多用の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

この連絡会議は、万が一の原子力災害が発生した際に住民避難等が円滑に行えるよう、原子力防災に関しまして、後志管内の自治体をはじめ、避難先自治体などの関係自治体の皆様が相互に連携し、情報共有を図ることなどを目的として毎年開催させていただいているところです。

道では、これまで、防災に関する研修会や訓練などを通じて原子力防災体制の充実に向けて取り組んできたところでありますが、こうした取組への皆様のご協力に改めて感謝を申し上げます。

本日、道からは、令和5年度に予定しております原子力防災訓練のほか、昨年度修正しました原子力防災計画の修正概要をご説明させていただくとともに、北海道電力株式会社からは、泊発電所における新規規制基準適合性審査への対応状況、また、事業者防災訓練の状況などについて情報提供をいただくこととしております。

防災対策につきましては、日頃から住民の方々と向き合い、直接ご対応いただいております市町村の皆様方のご協力が何よりも重要と考えておりまして、道といたしましても、今後とも、様々な取組などを通じまして、原子力防災体制の充実強化に向けて不断に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、皆様のご協力をお願い申し上げます。

道では、こうした会議を継続していくほか、様々な機会を通じまして、皆様との連携協力を図りながら、しっかりと防災体制を構築してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【北海道（原子力安全対策課 池島課長補佐）】 では、議事に入る前にお手元にお配りしています資料の確認をさせていただきます。次第の下にも一覧を記載しております。

まず、資料の1-1として原子力防災に係る訓練計画、資料1-2として総合訓練の素案という1枚物、参考資料として、原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法がございます。

それから資料2として、原子力防災計画の修正の概要についてのペーパーがございます。

資料3-1として、こちらからは北海道電力の資料になりますが、まず、カラーのA3判で、取組状況をお知らせしますというペーパーがございます。

資料3-2として、北海道電力の訓練実施結果の報告について幾つかございます。

添付資料1、2、3ということで、添付資料1が原子力防災訓練結果に係る報告の要旨、添付資料2が総合訓練の結果の概要、添付資料3の要素訓練の結果の概要がございます。

また、昨年度実施しました北海道原子力防災総合訓練をYouTubeに公開というチラシも配付しております。

それでは、これからの議事の進行につきましては、稲場に交代いたします。

## 2. 議 事

【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】 それでは、早速、議題に入らせていただきます。

議題（1）令和5年度（2023年度）原子力防災訓練について、事務局から説明いたします。

【北海道（原子力安全対策課 中江主任）】 北海道原子力安全対策課の中江です。

今年度の原子力防災総合訓練を担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

今年度の訓練について説明いたします。

資料1-1、令和5年度原子力防災に係る訓練計画をご覧ください。

こちらは、今年度の訓練計画を取りまとめたものです。

1の北海道原子力防災訓練は、（1）総合訓練、（2）要素訓練を実施する予定です。

（1）の総合訓練については、後ほど、資料1-2で説明いたします。

（2）の要素訓練については、地域における課題や総合訓練において判明しました検討事項等に焦点を当て、改善を図るための検証などを実施する訓練となっております。

今年度の実施時期、訓練内容については調整中となっております。

なお、この要素訓練ですが、過去には厳冬期に実施した意思決定訓練や、道や町村の職員の要員を対象としたオフサイトセンター初動対応訓練などを実施しております。

2の通信連絡訓練に関しましては、担当の横山よりご説明いたします。

【北海道（原子力安全対策課 横山主任）】 北海道原子力安全対策課の横山です。

私からは、通信連絡訓練について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

通信連絡訓練については、資料1の参考資料を見ながら説明いたします。

通信連絡訓練は、複合災害を含む原子力災害時の初期対応における通信連絡手順や応急活動を確認し、道及び関係町村担当者の能力向上を図ることを目的に、毎月実施しております。

通信連絡訓練の流れについては、皆様も既にご承知のことと思いますが、確認の意味も込め、改めて資料1の参考資料の原子力防災計画に基づく通信連絡体制及び通報連絡方法

【緊急時】に基づいてご説明いたします。

まず、1のフロー図は、通信連絡訓練の経路を定めております。

緊急時においては、5キロメートル圏のPAZ、5キロメートルから30キロメートル圏

のUPZの町村に対し、事業者、原子力規制委員会、北海道から通報連絡をすることとなっています。

また、避難先等となる市町村の皆様には、道の原子力安全対策課から通報させていただき、そのほかの道内市町村の皆様には、各振興局を通じて情報提供を行うこととしております。

次に、2の通報連絡方法についてですが、①の5キロメートル圏のPAZと5キロメートルから30キロメートル圏のUPZの町村については、専用回線の電話とFAXによる連絡を行います。②の避難先となる市町村等については、原子力安全対策課から対象市町村の皆様へ、③の13町村以外の道内市町村については、各振興局を通じて、電子メールの一斉送信によりご連絡いたします。

通信連絡訓練については、①のPAZ及びUPZの町村を対象として毎月実施しているものと、例年8月と2月には規模を拡大し、②の避難先も含んで実施しております。来月の訓練については、8月9日に実施を予定しておりますが、後日、日にち等も含めて改めてご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、総合訓練または要素訓練を行う月につきましては、この訓練の中の項目の一つとして通信連絡訓練を実施しており、当該連絡体制により訓練を実施いたします。詳細につきましては、時期が近くなりましたらご案内させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

通信連絡訓練に関する説明は以上となります。

**【北海道（原子力安全対策課 中江主任）】** それでは、資料1-1に戻っていただき、3の原子力災害現地対策本部図上演習（オフサイトセンター運営訓練）について、中江から説明いたします。

当該訓練は、関係自治体や防災関係機関のオフサイトセンター参集要員を対象に、オフサイトセンターの運用に関する知識、技術の習得、向上を図ることを目的に実施しているものです。今年度は、8月22日から23日にかけて2日間の日程で実施する予定です。

訓練前にオフサイトセンターの機器の操作等を行える機会でもありますので、オフサイトセンター参集要員に参加いただけるよう、よろしく願いいたします。

4の緊急時モニタリング訓練につきましては、緊急時モニタリング要員を対象に、緊急時モニタリング活動を円滑に実施できるよう、緊急時モニタリングに関する知識、技術の習得を図ることを目的に実施しております。訓練は8月から10月にかけて実施を予定しておりますので、こちらの訓練も要員にご参加いただけるよう、よろしく願いいたします。

最後に、5の町村が行う個別訓練については、各町村が実施する個別訓練について積極的な支援を行わせていただきますので、ご相談いただければと思います。よろしく願いいたします。

資料1-1に係る説明は以上です。

続きまして、10月25日に実施する総合訓練について、資料1-2により説明いたしま

すので、ご覧ください。

こちらは、北海道原子力防災総合訓練の素案になりますが、1の訓練の目的につきましては、防災関係機関が協力して、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図るという目的の下、実施いたします。

2の主催につきましては、道及び泊発電所からおおむね30キロメートル圏であるUPZの13町村となります。

3の実施日時につきましては、令和5年10月25日水曜日の8時30分から15時30分までを予定しております。

4の参加機関は記載のとおりであり、5の訓練想定につきましては、泊発電所3号機において設備故障が発生しているさなかに台風被害が発生する複合災害を想定して訓練を実施します。

6の訓練内容につきましては、現在、関係機関と調整中ですが、次に記載されております各種訓練を予定しております。

(1) 意思決定訓練のオフサイトセンター運営訓練につきましては、原子力災害時にきて、拠点となる施設である緊急事態応急対策等拠点施設、通称オフサイトセンターに、国、道、関係13町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められている要員が参集しまして、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、情報共有を図り、防護措置の調整、確認を行うものとなっております。

次に、災害対策本部等運営訓練につきましては、道及び町村で災害対策本部を設置いたしまして、防災関係機関との情報共有や応急活動の確認及び調整を行うなど、自然災害との複合災害時における避難等の防護措置の確認、調整を行う訓練となっております。

次に、(2) 実動訓練の各訓練についてご説明いたします。

住民避難等訓練につきましては、EAL及びOILの判断基準を基本としまして、各町村の避難計画に基づき、住民等の安全確保を優先して、屋内退避等の防護措置を段階的に行うものです。

なお、一時移転の対象となります地域につきましては、今年度は、泊発電所の南側の地域となります岩内町、寿都町、蘭越町及びニセコ町で実施させていただきます。

次に、孤立地域等を想定した避難訓練につきましては、想定で孤立地域を設定いたしまして、該当地域の住民を、実動機関のご協力によって特殊車両等を出動して救出、救助を実施する訓練となっております。昨年度の総合訓練では、古平町において、自衛隊ヘリコプターによる救出救助訓練等を実施しております。

次に、避難所の開設訓練につきましては、避難所の開設を行いまして、避難してきた住民の受付、屋内退避等を行うものとなっております。また、在住外国人を想定した訓練も実施いたしまして、多言語による情報伝達、相談対応等を併せて実施する予定となっております。

次に、要配慮者避難等訓練につきましては、社会福祉施設や学校などへの通報連絡、避難訓練の実施、避難の実施により健康リスクが高まる可能性のある要配慮者の放射線防護施設への避難受入れ、屋内退避等を行う訓練となっております。

次に、一時滞在場所設置運営訓練につきましては、UPZの一時移転の対象となります、岩内町、寿都町、蘭越町及びニセコ町が、避難先の市町村のご協力の下、避難先の施設で、住民の受付や誘導を行うものとなっております。

次に、原子力災害医療活動訓練につきましては、避難退域時検査及び簡易除染として、一時移転対象の地域の住民が、避難先の市町村へ避難する際に、放射性物質による汚染の有無について、検査・除染を行う訓練となっております。また、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練につきましては、避難する住民に対しまして、安定ヨウ素剤を緊急的に配布する訓練となっております。

7の課題の整理等につきましては、訓練に参加いただいた住民に対するアンケート調査、または要員等で参加していただいた防災関係機関の皆様に対しまして、事後調査等を行って、課題等を整理・把握し、原子力防災対策の充実を図るものとなっております。

今後、訓練実施に向けて各準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、関係機関の皆様にはご協力をお願いいたします。

資料1-2については以上となります。

最後に、次の資料として、令和4年度北海道原子力防災総合訓練記録動画の公開についてという参考資料をつけさせていただきました。こちらの資料は、昨年度の訓練状況を記録した動画を紹介するチラシとなっております、動画についてはYouTubeにて公開しております。

このほか、原子力安全対策課のホームページが、下のQRコードにも載っておりますが、こちらに過去の訓練動画や住民向けの原子力防災対策のポイントをまとめた動画などを公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

中江からの説明は以上となります。

**【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】** ただいま説明のあった事項につきまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

**【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】** 本日は素案ということでお示ししております。今後、皆様とも様々な機会を通じまして協議をさせていただきながら、訓練実施に向けて検討していきたいと考えておりますので、この場では特になくても、また別の機会にでもご質問などをいただければと思います。

こちらの議題につきましては、後ほどでもご質問があれば受けたいと思っております。

それでは、次の議題（2）に移らせていただきます。

北海道地域防災計画の修正につきましてご説明をさせていただきます。

**【北海道（原子力安全対策課 岩木防災係長）】** 北海道原子力安全対策課防災係長の岩木

です。

私からは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正につきまして、資料2によりご説明いたします。

資料2の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要についてをご覧になりながらお聞きください。

まず一つ目は、計画修正の趣旨でございます。

北海道地域防災計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画などにに基づき作成しているものであり、この計画につきましては、毎年検討を加え、国の防災基本計画などの改正などにより、修正の必要があると認められる場合はこれを修正してきております。

令和4年度に原子力災害対策指針の改正と国の防災基本計画の修正などがありましたので、計画の修正を行っております。

それでは、主な修正の概要について、2番に基づきご説明いたします。

まず一つ目は、原子力災害対策指針の令和4年4月に行われた改正を踏まえた修正となっております。こちらは、避難の判断基準になるO I Lに基づく防護措置の対象となった地域の19歳未満の方及び妊婦や授乳婦などを対象としまして、3週間以内に甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することなどの改正が原子力災害対策指針においてありましたので、これを反映する計画の修正を行っております。

続いて、(2)も原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正となりますが、令和4年7月に改正された部分を踏まえたものとなっております。原子力災害時に防災業務に関わる防災業務関係者につきまして、放射線防護対策の対象となる関係者の範囲を明確化するなどの改正が原子力災害対策指針においてありましたので、それを反映する計画の修正を行ったところです。

三つ目は、国の防災基本計画が令和4年6月に修正されたことを踏まえた修正となっております。今ご説明しました原子力災害対策指針の改正に伴う修正や、基本計画で文言の整理がありましたので、それらを反映する北海道地域防災計画の修正を行ったところです。

最後に(4)のその他ですが、北海道において協定を締結したことを踏まえた外国人支援に関する事項を明記しております。

こちらは、令和4年7月に北海道と、北海道国際交流・協力総合センター、通称H I E C Cと呼んでおりますが、H I E C Cとの間で災害時の外国人支援に関する協定を締結したことを踏まえまして、外国人支援に関する事項を北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に盛り込んだところでございます。また、このほかにも様々な文言整理などを行ったところです。

計画の修正の概要につきましては以上となりますが、計画本体や新旧対照表、さらには毎年度更新している資料編につきましては、大冊となるため本日はお配りしておりませんが、私ども北海道原子力安全対策課のホームページに掲載し、公表しておりますので、内

容等、確認が必要な部分がございましたら、そちらのホームページをご確認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

私からの説明は以上となります。

【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】 ただいま説明のあった事項につきまして、ご質問などはございますでしょうか。

こちら、昨年度の改正ということで、関係 13 町村の皆様は既にご承知の部分かと思えます。そのほか、本日のご説明にもありましたけれども、全体版はホームページに掲載させていただいておりますので、そういったものをご覧いただきまして、何かご不明な点などがございましたら、また改めてご質問などをいただければと思えます。

こちらについても、この場ではよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】 それでは、ただいまの議題（１）と（２）の説明は終了とさせていただきます。

続きまして、北海道電力からご説明をいただきたいと思っておりますが、説明者の交代をさせていただきますので、若干の休憩を取らせていただきます。

[ 休 憩 ]

【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】 それでは、会議を再開いたします。

議題（３）について、北海道電力からご説明をお願いいたします。

【北海道電力（総務部立地室 小林原子力担当部長）】 北海道電力総務部立地室の小林と申します。

皆様におかれましては、当社事業、とりわけ原子力防災に関しましては、日頃より多大なるご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、本日は、当社の説明の機会をいただき、お礼を申し上げます。

初めに、本日の当社の参加者をご紹介します。

原子力事業統括部原子力グループリーダーの東でございます。

原子力土木第 1 グループリーダーの泉でございます。

原子力土木第 2 グループリーダーの奥寺でございます。

原子力建築グループリーダーの野尻でございます。

以降は、着座の上、ご説明させていただきます。

本日は、私どもから、泊発電所の審査状況と原子力防災訓練の 2 点についてご説明させていただきます。

まず初めに、泊の審査状況についてご説明いたします。

資料 3-1、泊発電所の再稼働に向けた取組状況をお知らせしますをご覧ください。

こちらの資料は、北海道の皆様へ泊発電所の審査状況をご説明するために作成し、当社



のホームページで公開している資料となります。

審査状況の進捗に応じまして、適宜、内容を更新しており、最近では、本年7月に更新をしております。

まず、上段のクリーム色の囲み部分ですが、現在、当社では、安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向け、原子力規制委員会による審査に真摯に対応しております。

今後におきましては、電気料金値下げによるお客様のご負担軽減や電力の安定供給のため、さらにはカーボンニュートラルの実現に向け、早期再稼働を実現できるよう、引き続き審査対応に総力を挙げて取り組んでいきますとしております。

また、昨年5月に札幌地裁で泊発電所の運転差し止めを認める判決が出されました。当社は、昨年6月に札幌高裁に控訴しております。今月には第1回の口頭弁論が開かれております。今後も、裁判所のご理解が得られるよう説明してまいります。

次に、左側の上段ですが、主要な審査項目と原子炉設置変更許可取得に向けた審査の流れを説明しております。

地震、津波、火山など審査項目を列挙しておりますが、大まかな全体の流れといたしましては、津波等の審査対応を行い、基準津波の策定等を進めていく。プラント施設については、基準地震動と今後策定する基準津波を基にその影響を評価していく。これらの説明を2024年4月までに実施することとしております。

続きまして、左側の下段ですが、個別の審査対応状況です。

地震動評価については、地震によって炉心損傷などの重大事故を起こさないよう、各種の安全対策を実施するため、想定される揺れの大きさを適切に評価する必要があります。耐震設計を行うに当たり、想定する地震の揺れの大きさである基準地震動について、新規制基準では二つの観点からの検討が要求されています。

一つ目の①震源を特定して策定する地震動の評価では、敷地周辺における過去に大きな被害をもたらした地震や、活断層調査による地震の中から発電所に与える影響が大きいと想定される地震を検討用地震として選定しまして、地震が起きた場合の発電所での揺れの大きさを評価します。

二つ目は、右側になりますが、②震源を特定せず策定する地震動の評価です。敷地周辺の地質などを詳細に調査しても、活断層との関連づけが困難な内陸の地震全てを事前に評価できるとは言い切れないため、事前に活断層の存在が確認されていなかった場所で発生した地震の観測記録を基に、発電所における揺れの大きさを評価いたします。

なお、①震源を特定して策定する地震動については、2021年10月、②震源を特定せず策定する地震動については、2022年10月の審査会合において、当社評価につきましてはおおむね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

これら①と②を踏まえた基準地震動の作成につきまして、6月9日の審査会合におきまして、合計で19ケースの地震動を基準地震動として設定することとし、揺れの大きさを示す指標である最大加速度は、最も大きくなる基準地震動で693ガルであることを説明し、

おおむね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

今後は、策定した基準地震動に基づき、発電所の建物や各種配管設備などのプラント施設への影響を評価してまいります。

次に、右側上段になりますが、津波評価です。

基準津波の策定に向け、こちらの右の図では、赤色の点線の丸の部分になりますが、日本海東縁部に想定される地震による津波と、もう一つ、図では緑色の四角部分になりますが、陸上地滑りによる津波の組合せの評価結果の説明を行っております。

本年3月24日の審査会合では、この評価結果の分析について、組合せ後の水位に影響の大きい波源が選定できているかについて、根拠を明確にした上で説明することなどのコメントをいただいております。これらについて、引き続き検討し、審査会合などで説明してまいります。

次に、右側中段の火山影響評価です。

火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、実効性のある火山のモニタリング手法、発電所に到達する可能性のある火山灰の厚さについて、シミュレーションなどによる評価結果を説明していくこととしております。

本年7月7日の審査会合で火山活動の可能性評価について説明し、巨大噴火の可能性評価については、活動履歴を含めて、巨大噴火が差し迫った状態ではないことを判断した論理を明確に整理し説明することなどのコメントをいただきました。

最後に、右下のプラント施設への地震、津波の影響評価です。

泊発電所では、防潮堤について、安全性をより一層高める観点から、岩着支持構造（堅固な岩盤に支持させる形式）による防潮堤に変更することとしております。

本年2月2日の審査会合で、津波による船舶などの漂流物が防潮堤に衝突することを想定した対策などについて説明しており、基準津波が確定した後、漂流物の評価対象が決まった時点で改めて説明することなどのコメントをいただきました。

なお、既設の防潮堤につきましては、昨年3月から撤去工事を開始し、昨年11月に撤去がおおむね完了しております。

新設の防潮堤の設置までの期間においては、各種の安全対策を実施しておりまして、津波による被害を受けないよう万全を期しております。

以上、審査状況についてご説明いたしました。

現時点で再稼働の具体的な見通しを申し上げることはできませんが、早期再稼働の実現に向け、残る審査項目について真摯に対応し、可能な限り早期に規制委員会のご理解を得られるよう総力を挙げて取り組んでまいります。

また、審査の状況や泊発電所の必要性などについてご理解いただけるよう、ホームページや広報誌のほか、地域の皆様との対話などを通じ、丁寧かつ分かりやすい情報発信に努めてまいります。

資料3-1に関するご説明は以上です。

続きまして、お手元の資料3-2、原子力規制委員会への原子力防災訓練実施結果の報告についてをご覧ください。

原子力事業者が実施した原子力防災訓練の結果については、原子力災害対策特別措置法の規定に基づきまして、原子力規制委員会へ報告することとなっております。今回は、2021年12月から本年1月までに実施した各種訓練の結果を取りまとめ、本年5月16日に報告しております。

次に、添付資料1をご覧ください。

こちらは、本年1月27日に実施した総合訓練の結果となります。

表の下段の5、訓練の評価に記載しておりますが、今回の訓練では、訓練の目的である泊発電所及び本店の原子力防災組織が有効に機能することの確認、事故対応能力の向上について、おおむね達成できたと評価しております。

以降のページ、添付資料2と添付資料3につきましては、総合訓練や要素訓練の詳細について記載した資料となります。後ほどご確認いただければと思います。

次に、資料の一番後ろのページになります。カラーのA4判縦の1枚物の参考資料、評価結果についてをご覧ください。

こちらは、本年5月に各原子力事業者が報告した訓練結果について、7月に原子力規制庁が評価結果を取りまとめたものとなります。

下段に当社の評価結果を抜粋しております。

11の指標、14項目の評価がございしますが、12項目においてA評価、2項目においてB評価となっております。B評価となりました2項目につきましては、上段の下半分の表が評価指標の概要となっておりますが、指標の2、原子力規制庁のプラント班との情報共有という項目と、指標3-3COP、こちらは原子炉の注水状態などプラント情報を関係組織と共有するための図面になりますが、こちらを活用した説明の際、変更箇所の説明が中心となってしまい、全体的な戦略説明が不足したことから、A評価に至らなかったものです。

今回いただきました評価を踏まえ、今年度の訓練において改善を図りますとともに、A評価であった12項目を含めた今後の評価項目について、対応能力の維持とさらなる向上を目指してまいります。

資料のご説明は以上です。

当社からの説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

**【北海道（原子力安全対策課 稲場課長）】** ありがとうございました。

ただいまご説明をいただいた事項につきまして、ご質問などがございましたらお願いしたいと思います。

今、安全対策とか訓練、また審査の状況などについてのご説明がございまして、北電においても丁寧で分かりやすい説明に努めているということでございました。

道民の皆様の関心も高いことですので、引き続き、様々な機会を通じて分かりやすい情

報発信・提供に丁寧に努めていただければと思います。

何かご意見、ご質問がなければこの場は以上とさせていただきますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【北海道(原子力安全対策課 稲場課長)】 それでは、以上で北海道電力のご説明を終了とさせていただきます。

北海道電力の皆様、ありがとうございました。

以上で、本日予定していました議題は終了となります。

全体を通じてご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【北海道(原子力安全対策課 稲場課長)】 それでは、進行を戻したいと思います。

### 3. 閉 会

【北海道(原子力安全対策課 池島課長補佐)】 皆様、お疲れさまでした。

以上をもちまして、原子力防災に関する連絡会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上